

明日香法関連施策の概要

明日香法の体系

目的 (第1条)
明日香村の歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、住民の理解と協力の下に保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特別及び国等において講ずべき特別の措置を定める

歴史的風土保存と住民生活の調和を
図るための措置
歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村整備基本方針 (第4条)
(国土交通大臣決定)
明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針
決定にあたっては、社会資本整備審議会等に意見聴取
明日香村歴史の風土保存計画 (第2条)
(国土交通大臣決定)
村全域を対象。行為規制、土地利用等に関する事項
決定にあたっては、社会資本整備審議会等に意見聴取

明日香村整備計画 (第4条)
(奈良県知事作成、国土交通大臣同意)
生活環境及び産業基盤の整備等を推進するため、基本方針に基づき策定
同意にあたっては社会資本整備審議会等に意見聴取
(内容)
・生活環境の整備 (道路、河川、下水道等)
・産業の振興 (農業、林業、観光)
・歴史的風土の保存と文化財の保護

国の負担又は補助の割合の特例 (第5条)
明日香村整備計画に基づいて行う一定の村事業の国庫補助率をかき上げ
地方債についての配慮等 (第6条)
明日香村整備計画に基づいて行う事業のための地方債について特別の配慮

明日香村整備基金 (第8条)
(総額31億 国24億 県6億 村1億)
運用益により以下の事業を実施
・歴史的風土保存を図るための事業
・土地の形質、建築物等の意匠等を歴史的風土と調和させるための事業
・歴史的風土保存に関連した、住民生活の安定向上、利便増進のための事業

第1種・第2種歴史的風土保存地区に関する都市計画決定 (第3条)
(奈良県知事決定)
明日香村歴史的風土保存計画に基づき村全域について決定
第1種保存地区
歴史的風土保存上重要な部分を構成し、現状の変更を厳に抑制する地域
第2種保存地区
歴史的風土の維持保存を図るため、著しい現状の変更を抑制する地域
・建築物の新築等一定の行為については知事の許可が必要

土地の買入れ等 (古都保存法第11条)
不許可処分に対し、損失補償及び土地の買入れ
土地の買入れ、保存施設整備等に対し国が補助

○ 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金
(目的) 歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場としての整備を推進するため、明日香村が実施する歴史的風土創造的活用事業に必要な経費に対する交付金。
(予算額等) 平成12～16年度 国費 1億円、奈良県 0.25億円
平成17～21年度 国費 1.1億円、奈良県 0.275億円
(事業の概要)
・歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備に関する事業
・明日香村にふさわしい景観創出に関する事業
・歴史的風土を活用した地域産業振興に関する事業
・歴史的風土の保存についての国民啓蒙に関する事業

○ 国営公園の整備 (国営飛鳥歴史公園)
(目的) 我が国固有の文化的遺産の保存及び活用
(面積) 計画面積 約60ha (供用面積 46.1ha)
(経緯)
昭和45年 閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」
昭和49年 第一期開園 (初戸地区)
平成6年 概成開園 (祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区)
平成13年 閣議決定 (キトラ古墳周辺地区の追加)

○ 地方財政措置 (特別地方交付税)
明日香村整備計画事業で国の補助・負担の割合の特例の対象となる事業 (特定事業) に係る明日香村の財政負担について、平成12年度から特別交付税措置を継続。
・事業費算入：補助要負担額 (村・一般財源) の10%
・公債費算入：元利償還金の60% (普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。)

○ 財団法人 飛鳥保存財団
(経緯)
昭和45年12月 閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財を保存し、住民生活の向上を図るためには、国、地方公共団体及び民間の一体的協力が必要である。」
昭和46年 4月 設立
昭和55年 基本財産10億円 (うち国庫補助5億円)
(目的) 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用、地域住民の生活の向上に寄与
(事業)
・歴史的風土及び文化財の保存に関する事業の経営及び助成
・歴史的風土及び文化財の保存に関する調査研究及び知識の普及向上
・研修宿泊所及び総合案内書並びに高松塚壁画面の建設及び経営等